

内務省特報



◎内務省告示第六二三號

市制第三條及町村制第三條ニ依り昭和十八年十一月三日ヨリ福岡縣田川郡伊田町及後藤寺町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以ツテ田川市ヲ置ク

昭和十八年十月二十一日

◎官廳新採用者に對する内閣總理大臣の訓示

内務大臣 安藤紀三郎

東條内閣總理大臣は十月六日午後五時より首相官邸において各官廳新採用者二百四十名に對し左の如き訓示を行ひ、その奮起を促した。同訓示は單に新官吏のためでなく、新卒業生全部に對する激勵の言葉ともいふべく、總理大臣が特に官廳新採用者に對して訓示を行つたのははじめてのことである。

内閣總理大臣の訓示要旨

豫期せる如く、敵米英の反攻は愈々熾烈の度を加ふるに至つた。一億國民は從來の惰性や、行き懸りを一擲して、新しい出發點に立つて、文字通り總員戰鬥配置に就くこととなつた。國家の

總力を擧げて克く戰勝の一點に集中し、而も敏速にその實效を擧げ得るや否やは、實に諸君の先輩たる官吏を始め、將來官界の幹部たるべき諸君の努力如何に懸ると謂ふも過言ではない。

申す迄もなく官吏は 天皇陛下の官吏である。此點は官吏として常々深く肝に銘じて置かなければならない根本義である。この心構へをもつて常に、内に省みて、自らを律し、他に臨んでこそ、眞に官吏たるの途を全うすることが出来る。之に依つて、始めて一億國民が恰も一家に於ける父子兄弟の如き情愛と、禮節と秩序とを以て、相扶け相戒め、相勵まし合ひつつ眞に一億一心の實を擧ぐる事が出来るのである。

この根本精神の下に、諸君が官吏として心掛くべきことに付て私の體驗から出た若干のことを申し述べたい。その一つは透徹したる責任感といふことである。私は元來人間そのものには勇懦の別はないと信ずる。然らば人の働きの上に勇懦の別が現はれるのは何故か、それはその人が自分の責任を眞底から自覺してゐるか

否かによつてその區別が生じて来る。官吏としても、また一般の職域においても良く責任感に徹してゐる者は忠良なる官吏、忠良なる國民であり、自己の職責に無自覺なる者は忠良なる官吏ではない。また忠良なる國民でもない。殊に現情勢下においては苟も自分の職責に關聯する以上は事の直接と間接とを問はず進んでお互に力を合せ、連絡すべきものは連絡し、上申すべきものは上申し、何としてもこれをやり遂げる様に積極的に挺身御奉公をする人が必要である。

東條一個人は諸君と同じく一介の國民に過ぎない。然し乍ら私には、大命に依つて内閣總理大臣として我が國政を御預り致してゐる。私は陛下の御光を仰いで一意専心御奉公の誠を致してゐる。どうか諸君は官吏として御聖徳の光被といふ一點に向つて全智能を傾け萬遺憾があつてはならない。此處に私の日常座右銘としてゐる言葉を諸君に贈りたい、「濟世無奇策、一誠排萬難」

次に諸君に望んで置き度いことは努力といふことである。諸君は帝大を出た、或は資格をとつた。これで能事終り即ち一人前だと、かりそめにも、うぬぼれたならそれこそ大間違ひである。

私なども未だ少しも一人前になつたとは思つて居らない。一日一日新なる氣持ちを以て努力し續けて居る、人は棺を蔽うて始めてその人の値打が決するので、その瞬間まで一人前の人間になつたとは考へてはならぬ。一人前になつたと思つた時、その瞬間にそ

の人の進歩は止まる、諸君は如何なる困難に遭遇しても斷じてこれを回避してはならない、困難を突破し、これを克服する者はこれによつて益々力と自信とを得て更に進んで次の困難に處することが出来る。これによつて益々その人は伸びて行く、諸君は努めて困難を求め、而も必ず之を突破して行く様に常々心掛けねばならない、そこで私の信條として居る言葉を諸君に贈らうと思ふ、それは「努力即權威」といふことである。

第三番目には人の長となるの心掛に付てである。これが爲心掛けて置かねばならない大事な事が三つある、第一には人を見ることである、上に立つものは出来るだけ早く部下一人一人の長所と短所とを見抜いて長所はこれを伸ばしてやるやうに心掛け若し短所が現れたときは機を失せず徹底的にこれを叩き直してやるやうに心掛けねばならない。次には上に立つものは一から十まで總てのことを自分一人で行く譯には行かないので、自然組織の力を活用し、ある部分は部下に委せねばならぬことになる上に立つものは物事の要點をよく掴み方針なり意圖なりを明確に部下に示し、しかして細部は部下に委せ、以て事の大綱を誤らぬやうにしなければならぬ。

第二に人を使つて行く上に必要なことは只殿しいだけではない。情を兼ね備へなければならぬ、然しまた逆に情の綱が過ぎれば砥められる。殿と情とを兼ね備へてこそ初めて人の上に立つ

て眞に人を使ふことが出来る。

次に時間に對する心算に付てである。御承知の如く現情勢下においては世界は一日一日大きく轉廻しつゝある、これに即應して行政も亦、敏速に處理せられしかも隅々にまで敏速に徹底して、實行せねばならない。

最後に身を君國に捧ぐる盡忠報國の精神についてである。官吏の道は雇傭契約といふやうな考へで律せらるるものではない。諸君は一切の私情一切の私の心を捨て、御奉公致さなければならぬ。しかして今後、官界において、諸君の受け持つ職責は、時と場所とにより形は違つて居り、如何なる時においても、如何なる場所といへどもその重要性には、いさゝかの相違もない、官吏の道には榮達もなければ左遷もない。諸君の前途には國家重要な職務あるのみ、その職責たるや、諸君が、如何に努力するも、之を以て足れりとするものではない。

◎十月二日の閣議決定

情報局發表 農商省設置の件

一、日滿を通ずる食糧の自給態勢を確立すると共に國民生活物資の綜合確保を圖り以て戦時國民生活の安定を期するため商工省所管の事項中、軍需に關係薄きもの(交易に關するものを除く)を農林省に移管す。

二、右に伴ひ農林省機構に所要の改正を加へ、農商省と改正

三、交易に關する事項は大東亞省に移管す。

四、本改正は十一月一日開議を自途とし關係省において至急準備を進むるものとす。

運輸通信省設置に關する件

一、「現情勢下における國政運営要綱」に本づき戰力擴充の基底たる海陸の綜合輸送力を急速かつ徹底的に強化するとともに戦時通信能力の發揮を期する目的をもつて運輸通信省を設置す。

右設置に伴ひ鐵道省および遞信省はこれを廢止す。

二、運輸通信省は鐵道省および遞信省を基幹としてこれを構成し海陸一貫綜合輸送および之に關聯する事項並に通信に關する事項を所掌す。

三、前項の目的を達成するため税關、倉庫、港灣、土木、港務等の海灣行政並に自動車行政等運輸上必要なる他省の所管事項は運輸通信省に移管す。

四、所要の陸海軍現役武官をして運輸通信省の職員たらしむるの途を講ず。

五、運輸通信省の機構案畫に方りては組織の簡素強力を主眼とし且此間能率の低下を來たさざる如く特に配慮するものとす。

六、運輸通信省は十一月一日開議を自途として關係廳において至急準備を進むるものとす。

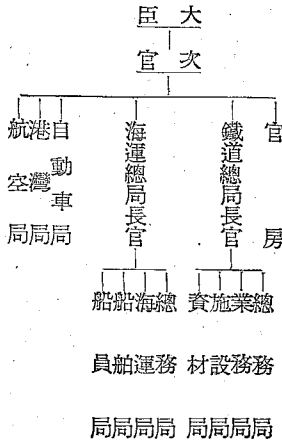
備考 一、日滿支間の海陸輸送に關しては之が一貫的運用をなし

得る如く措置す。

二、従前遞信省の所掌せる電力に關する事項は軍需省に移管するものとす。

◎運輸通信、軍需、農商三省の機構は十月八日の閣議で左の通り決定せられた

〔運輸通信省〕

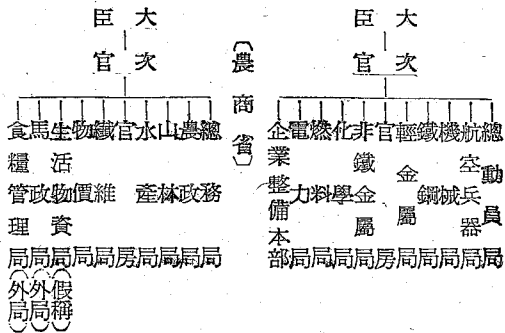


〔地方機構〕 鐵道局、海運局、遞信官署、氣象官署

〔軍需省〕

內務省特報

〔農商省〕



◎内閣及各省所屬職員の縮減情報局發表左の如し

一、内閣の所屬職員及び各省中央官廳所屬職員を別表の通縮減すること

二、商工省及び鐵道省等に付ては別途これを定むること

三、地方官廳、作業廳、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局及び在外公館の所屬職員の縮減に關しては別途決定すること

備考 一、減員の率は二割五分

内閣及各省(商、鐵の各省を除く)人員縮減總括表

| 内閣 | 定員 | 減員數 | 減員後の定員 |
|-----|--------|--------|--------|
| 内務 | 三九、四四九 | 九、八六一 | 二九、五八八 |
| 外務 | 九八八 | 二四七 | 七四一 |
| 大藏 | 二、九四五 | 七三六 | 二、二〇九 |
| 司法 | 三、九五四 | 九九〇 | 二、九六四 |
| 文部 | 六八四 | 五九 | 六二五 |
| 農林 | 一、四四一 | 三六〇 | 一、〇八一 |
| 逓信 | 三、一一三 | 八三一 | 二、二八二 |
| 厚生 | 四、四〇五 | 一、一〇一 | 三、三〇四 |
| 大東亞 | 二、一二二 | 五三〇 | 一、五九二 |
| 計 | 一、五一二 | 三七八 | 一、一三四 |
| 計 | 六〇、六一三 | 一五、〇九三 | 四五、五二〇 |

◎官廳第一次地方疎開實施情報局發表左の如し

- 一、別表の官廳、官設工場及び學校は之を第一次的に疎開すべきものとす
- 二、疎開先は成るべく學校、工場規制地域外とするも特に止むを得ざるものに付ては實行本部と協議の上適當に之を定むるものとす
- 三、關係各廳は本件疎開に關し必要なる事項（實施計畫案あるものはその計畫案）を十月二十日迄に實行本部に提出するものとす

内閣 恩給局（麴町區和田倉門内）印刷局大手町工場（麴町區

大手町）統計局月島分廳（京橋區月島通）

内務省 東京土木出張所（麴町區内務省舊構内）横濱土木出張所（合

併移轉）横濱市神奈川區表高島町）

大藏省 東京地方專賣局品川工場（品川區東品川五丁目）

文部省 東京帝國大學（法文經）本郷區本富士町）東洋文化研究

所（本郷區東京帝大構内）東京農業教育専門學校（目黒區駒場

町）東京外國語學校（麴町區竹平町）國民精神文化研究所（品

川區上大崎長者丸）民族研究所（赤坂區靈南坂）資源科學研究

所（赤坂區青山高樹町）

農林省 東京營林局（小石川區小石川町）

商工省 東京鑛山監督局（麴町區永田町）地質調査所（京橋區木

挽町）

逓信省 貯金局の一部（麻布區飯倉町）電氣試驗所（品川區五反

田）無線電信講習所（目黒區下目黒）東京逓信講習所（麻布區

廣尾町）總務局需品課被服工場、製機工場等の工場及倉庫（芝

區赤羽）逓信官吏練習所（芝公園）

鐵道省 鐵道技術研究所（芝區濱松町）東京鐵道教習所（豊島區

池袋）東京地方施設部（麴町區丸之内）資材局被服工場（品川

區西品川町）資材局木材防腐工場（芝區高濱町）

大東亞省 興亞鍊成院、興亞鍊成所（合併移轉）豊島區池袋（澁

谷區原宿）